杉並区立ドッグラン広場条例施行規則を公布する。

令和6年3月14日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第7号

杉並区立ドッグラン広場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区立ドッグラン広場条例(令和5年杉並区条例第40号。 以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(休場日)

- 第3条 ドッグラン広場の休場日は、次のとおりとする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。
  - (1) 年始 1月1日から同月3日まで
  - (2) 年末 12月29日から同月31日まで
  - (3) 場内整理日 毎月1回又は2回その都度定める。

(開場時間)

- 第4条 ドッグラン広場の開場時間は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と 認めるときは、これを変更することができる。
  - (1) 3月1日から4月30日まで 午前7時から午後6時まで
  - (2) 5月1日から8月31日まで 午前7時から午後7時まで
  - (3) 9月1日から10月31日まで 午前7時から午後6時まで
  - (4) 11月1日から翌年の2月28日(うるう年にあっては、同月29日)まで 午前7時から午後5時まで

(使用登録)

第5条 犬を所有し、又は管理する者が、条例第2条第1号に定める使用の登録を申請するときは、ドッグラン広場使用登録申請書兼誓約書(第1号様式。以下「申請書」という。)を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請(以下「使用登録申請」という。)があったと きは、当該使用登録申請をする者について、本人であることの確認を行うものと する。
- 3 区長は、次の各号のいずれかの方法により、前項の規定による確認を行うもの とする。
  - (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、運転免 許証若しくは旅券又は官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書若しくは 身分証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)のうちいずれか1以上 の書類を提示させる方法
  - (2) 本人であることを確認するため区長が適当と認める書類のうちいずれか1 又は2以上の書類を提示させる方法
- 4 区長は、使用登録申請があったときは、当該使用登録申請に係る犬について、 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定による登録を受けていること及び同法第5条第1項の規定による狂犬病の予防注射を受けていることの確認を行うものとする。
- 5 区長は、次に掲げる方法により、前項の規定による確認を行うものとする。
  - (1) 狂犬病予防法第4条第2項又は動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第6項の規定により交付された犬の鑑札を提示させる方法(使用登録申請に係る犬が、同条第2項の規定により犬の鑑札とみなされたマイクロチップ(同法第39条の2第1項に規定するマイクロチップをいう。以下同じ。)が装着された犬である場合にあっては、同法第39条の5第4項に規定する登録証明書を提示させ、又は当該犬に装着されているマイクロチップの識別番号(同法第39条の2第1項に規定する識別番号をいう。)を確認させる方法)
  - (2) 狂犬病予防法第5条第2項の規定により交付された注射済票(以下「注射済票」という。)を提示させる方法
- 6 区長は、使用登録申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めたときは、申請書に記載された事項を登録するとともに、当該使用登録

申請をした者に対し、ドッグラン広場使用登録証(以下「使用登録証」という。)を交付するものとする。

- (1) 使用登録申請に係る犬が狂犬病予防法第4条第2項の規定による登録を受けていないとき。
- (2) 使用登録申請に係る犬が狂犬病予防法第5条第1項の規定による狂犬病の 予防注射を受けていないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、ドッグラン広場の管理上支障があるとき。 (使用登録の有効期間)
- 第6条 前条第6項の規定による登録(以下「使用登録」という。)の有効期間は、 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
  - (1) 使用登録申請の日が属する年度に実施した狂犬病の予防注射に係る注射済票(次号に規定する注射済票を除く。)を提示して使用登録を受けた場合 使用登録を受けた日から同日が属する年度の翌年度の6月30日まで
  - (2) 3月2日から同月31日までの間に使用登録申請を行う場合であって、当該期間内に実施した狂犬病の予防注射に係る注射済票(狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)第12条第5項に定めるところにより交付を受けた注射済票をいう。第4号において同じ。)を提示して使用登録を受けた場合 使用登録を受けた日から同日が属する年度の翌々年度の6月30日まで
  - (3) 4月1日から6月30日までの間に使用登録申請を行う場合であって、使用登録申請の日が属する年度の前年度に実施した狂犬病の予防注射に係る注射済票(次号に規定する注射済票を除く。)を提示して使用登録を受けた場合使用登録を受けた日から同日が属する年度の6月30日まで
  - (4) 使用登録申請の日が属する年度の前年度の3月2日から同月31日までの間に実施した狂犬病の予防注射に係る注射済票を提示して使用登録を受けた場合 使用登録を受けた日から同日が属する年度の翌年度の6月30日まで(使用登録の更新)
- 第7条 前条に規定する使用登録の有効期間が満了した後、引き続き、ドッグラン 広場を使用しようとする者は、区長から使用登録の更新を受けなければならない。 2 第5条及び前条の規定は、前項の規定による使用登録の更新について準用する。

(使用登録の変更等)

第8条 使用登録証の交付を受けた者は、使用登録を受けた事項に変更があったとき き又は使用登録を消除するときは、速やかに、ドッグラン広場使用登録変更等申 請書(第2号様式)を区長に提出しなければならない。

(使用登録証の再交付)

- 第9条 使用登録証の交付を受けた者は、使用登録証を亡失し、滅失し、汚損し、 又は破損したときは、ドッグラン広場使用登録証再交付申請書(第3号様式)に より区長に使用登録証の再交付を申請することができる。
- 2 使用登録証を汚損し、又は破損したときの前項の規定による申請には、当該使 用登録証を添付しなければならない。

(使用登録の取消し)

- 第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用登録を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により使用登録を受けたとき。
  - (2) 使用登録証を不正に使用したとき。
  - (3) その他区長が特に必要と認めたとき。
- 2 使用登録証の交付を受けた者は、前項の規定により使用登録を取り消されたときは、当該使用登録証を区長に返還しなければならない。

(使用の手続等)

- 第11条 条例第2条第1号に掲げる者がドッグラン広場を使用しようとするときは、他の使用者等の見やすい位置に同伴する犬に係る使用登録証を携帯しなければならない。
- 2 条例第2条第2号に掲げる者に係るドッグラン広場の使用の承認は、別に定める手続によるものとする。
- 3 区長は、使用者の数が著しく多く、事故等が予想されるときその他ドッグラン 広場の管理上支障があると認めるときは、ドッグラン広場の使用を制限すること ができる。

(行為の制限)

第12条 ドッグラン広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、

- 第1号から第4号までについては、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (1) ドッグラン広場の原状を変更し、又は用途外に使用すること。
- (2) 植物を採集し、又は損傷すること。
- (3) 広告宣伝をすること。
- (4) 物品販売、業としての写真撮影その他営業行為をすること。
- (5) ドッグラン広場内の土地又は施設を損壊すること。
- (6) ごみその他の汚物を捨てること。
- (7) 前各号のほか、ドッグラン広場の管理に支障がある行為をすること。

## (委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、令和6年3月30日から施行する。ただし、次項の規定は、公布 の日から施行する。
- 2 ドッグラン広場の使用登録申請その他の使用登録に関し必要な行為は、この規 則の施行の日前においても第5条、第6条、第8条及び第9条の規定の例により 行うことができる。